

西会津町一般廃棄物処理基本計画

[令和8年度～15年度]

令和8年3月策定

西 会 津 町

目次

第1章 計画の基本的事項

- 1. 計画策定の趣旨…………… 1
- 2. 計画の位置付け…………… 3

第2章 西会津町の概況

- 1. 位置・面積・気候…………… 5
- 2. 人口動態…………… 6
- 3. 産業の動向…………… 7

第3章 一般廃棄物処理の現況と課題

- 1. 一般廃棄物処理施設…………… 8
- 2. ごみ処理フロー……………10
- 3. し尿処理フロー……………13
- 4. 一般廃棄物排出量の推移……………13
- 5. 一般廃棄物処理の経費……………19
- 6. 一般廃棄物処理における課題……………21

第4章 ごみ処理計画

- 1. ごみ排出量の見込み……………24
- 2. ごみの発生抑制のための方策……………25
- 3. ごみ処理の対象と分別の区分……………29
- 4. ごみの適正処理に関する基本的事項……………30
- 5. ごみ処理施設の整備に関する事項……………32
- 6. その他ごみの処理に関して必要な事項……………32

第5章 し尿処理計画

- 1. し尿処理量の見込み……………34
- 2. し尿処理に関する基本方針……………34
- 3. し尿処理計画……………35
- 4. 計画達成のための方策……………36

第6章 計画の進行管理

- 1. 進行管理の方法……………37
- 2. 情報の公開……………37

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

住みよい美しい町で、安心して暮らすことができ、活動することができる良好な環境、四季折々の豊かな自然環境を守り引き継いでいくことは、町民共通の願いである。

「ごみを制するものは行政を制する」といわれることがあるように、廃棄物処理行政は、公衆衛生の維持や環境保全のみならず、財政運営や住民との合意形成・協働といった自治体におけるあらゆる本質的課題が凝縮された分野であり、本町にとって、日々の暮らしから生ずる廃棄物を適正に管理しこれを処理していくことは、町民の皆さんの安心安全な生活を守るための責務であり、町民と行政の協働を育む地方自治の礎にほかならない。また、ごみ減量化は、持続可能なまちづくりに欠かすことのできない取り組みであり、非常に重要な行政課題である。

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題に密接に関係していることから、国では、環境基本法をはじめ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、循環型社会形成推進基本法などを順次制定し、廃棄物処理や資源の有効利用の促進に関する各種法令を整備し、令和4年4月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されるなど廃棄物の再商品化、事業者による自主回収及び再資源化の促進が図られている。

福島県においては、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生、環境回復や美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現に向け、福島県総合計画、福島県環境基本計画[第5次]を策定し、令和4年1月には、福島県廃棄物処理計画を策定し、「循環型社会の形成～持続可能な社会の実現のために」を基本目標に掲げ、廃棄物の排出抑制等による減量と適正処理をより一層推進していくこととしている。

本町では、この間、「混ぜればごみ、分ければ資源」という考え方のもと、平成6年の喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場不燃物処理施設（破碎処理施設）の供用開始に合わせて、ごみ指定袋の導入や空きびん・空き缶の分別収集、さらに指定ステーション方式による粗大ごみ収集を開始するなど、早くからごみの適正処理はもとより、ごみ減量化とリサイクルの推進に努

めてきたところである。

また、令和7年12月には、町民参加により西会津町総合計画[第5次]を策定し、町の豊かな自然環境を保全し続けていくため、引き続き、環境に関する条例や計画などに基づき、ごみの分別・減量化などに町全体で取り組んでいくこととしている。

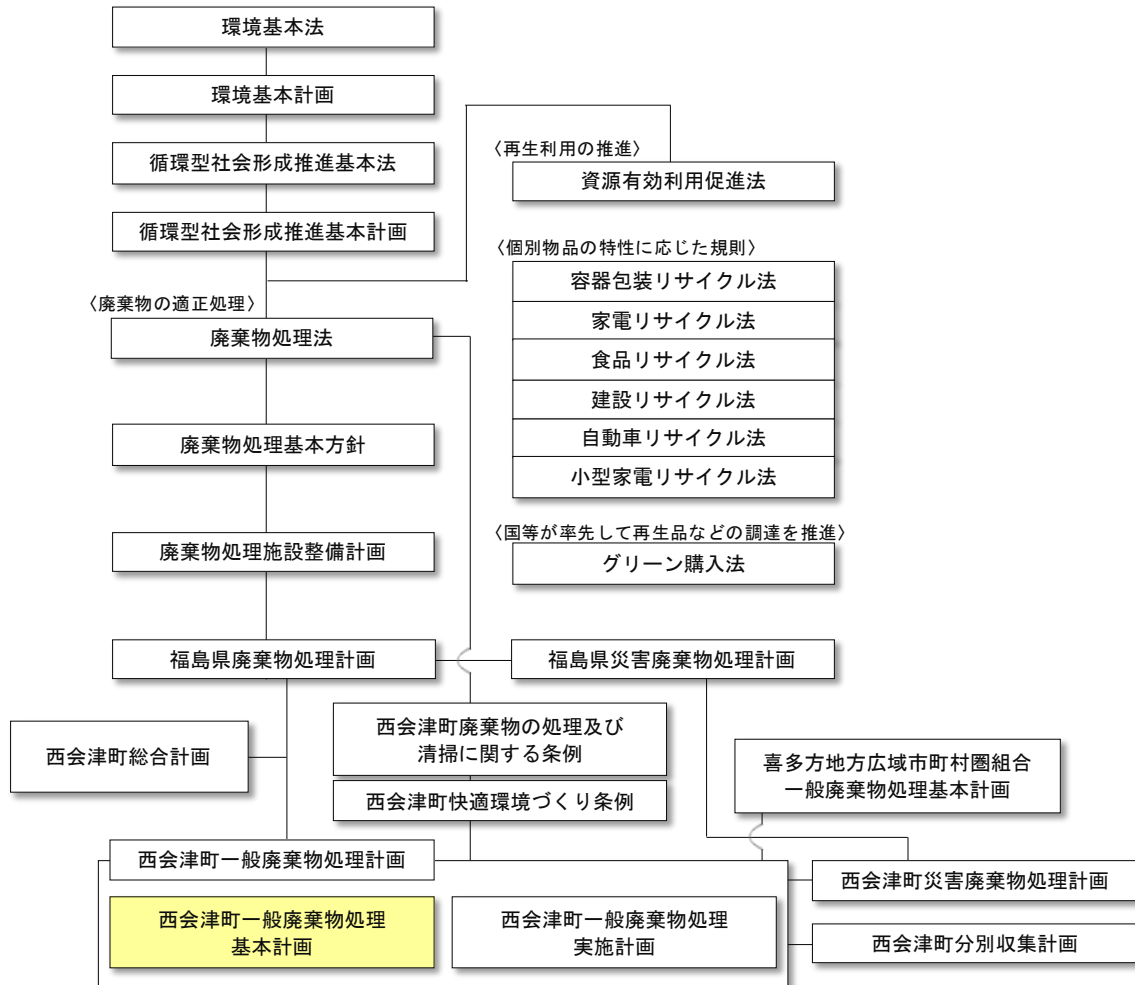
こうした中、廃棄物の排出を抑制するとともに廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき、本町の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画として、本計画を策定するものである。

2. 計画の位置付け

(1) 他の計画等との関係

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、関連する計画等との関係について図表1のとおり整理する。

図表1 他の計画等との関係



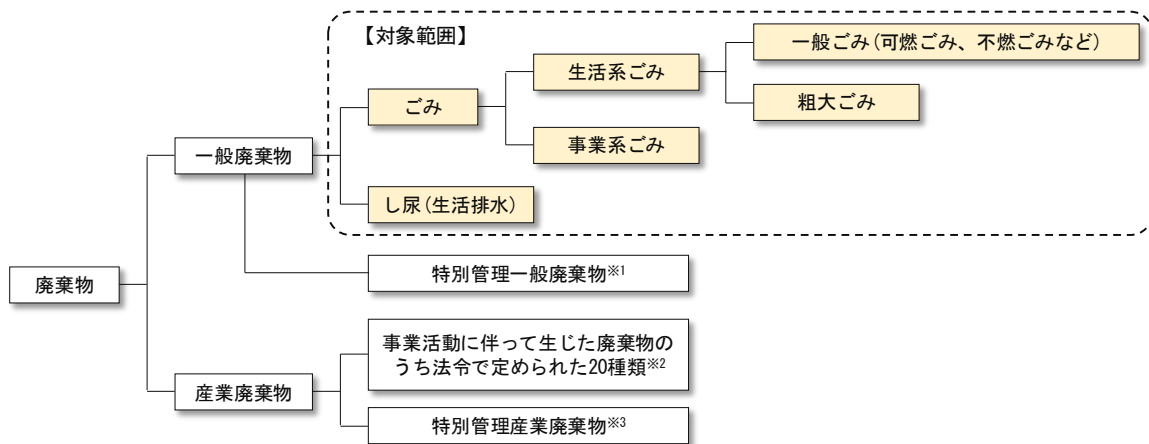
(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、西会津町全域とする。

(3) 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、図表2のとおり一般廃棄物のうち「ごみ」と「し尿(生活排水)」とする。

図表2 計画の対象範囲



- ※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB使用部品、廃水銀、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）
- ※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体の19種類及び汚泥のコンクリート固形化物など、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので上記に該当しないもの
- ※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物）

(4) 計画期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とし、中間目標年度を令和11(2029)年度とする。

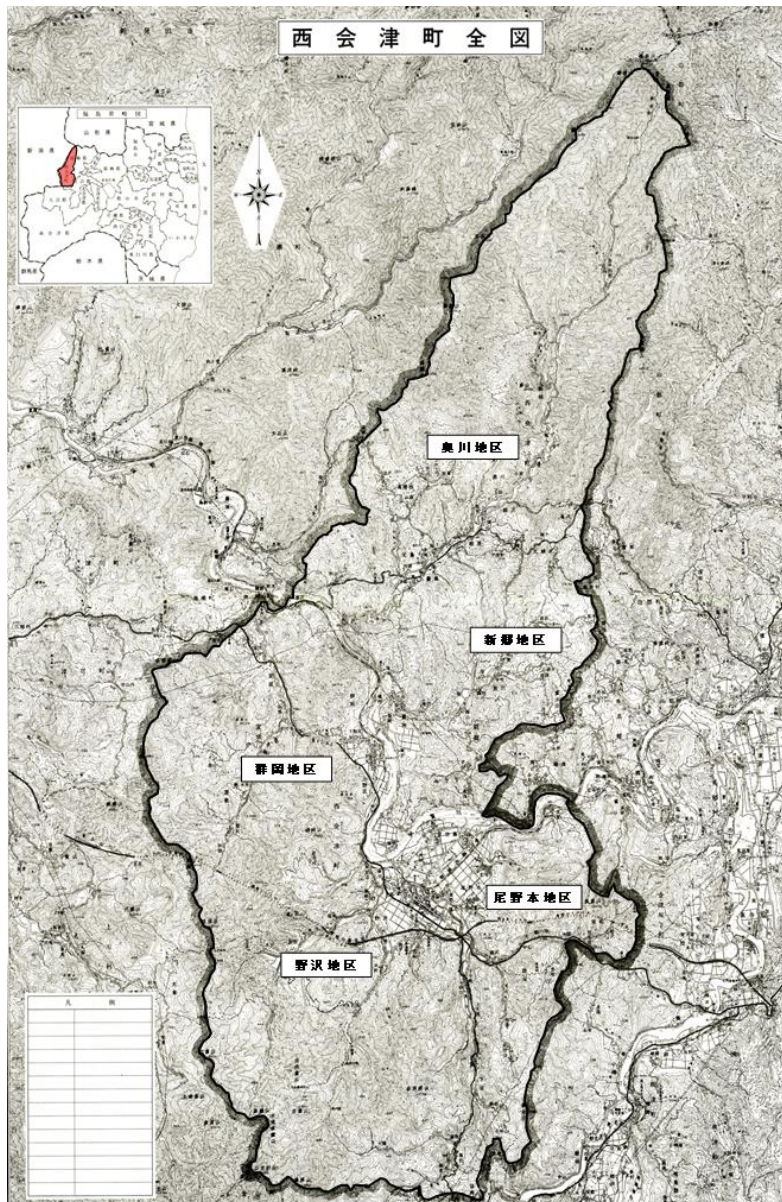
また、本計画については、概ね4年で見直しを行うものとし、社会・経済情勢等の変化やごみ排出量に変化があった場合など必要に応じて見直しを行うものとする。

第2章 西会津町の概況

1. 位置・面積・気候

西会津町は、福島県の北西部、新潟県との県境に位置し、85%を森林が占める中山間地域であり、山あいの平坦丘陵部に集落と農用地が点在する一方、中央部を流れる阿賀川流域には平坦部が盆地状に広がり、比較的まとまった集落や農用地がある。町の中央をJR磐越西線と国道49号がほぼ平行に横断しており、さらに、中心部には磐越自動車道西会津インターチェンジが立地する。面積は298.18k m²と広大で、東西に17.55km、南北に34.50kmと南北に細長い。

気候は、日本海型に属し、夏は高温多湿で、冬は降雪が多く、最深積雪値(過去10年平均値)は86cmで特別豪雪地帯に指定されている。

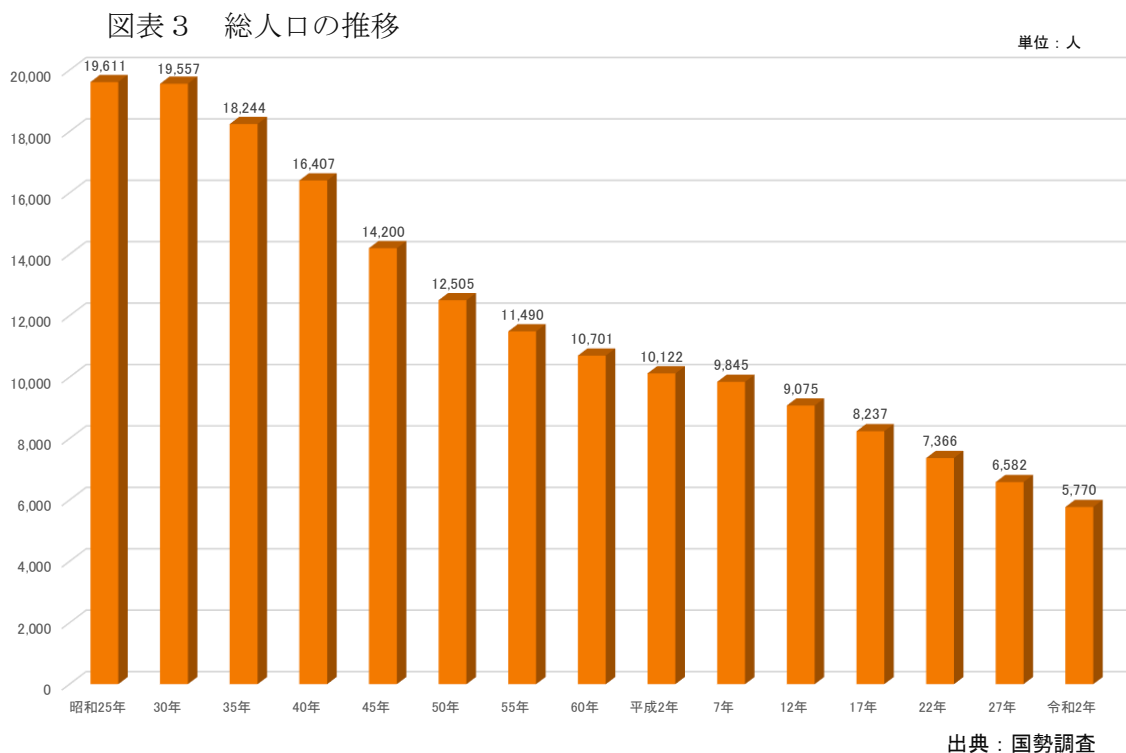


2. 人口動態

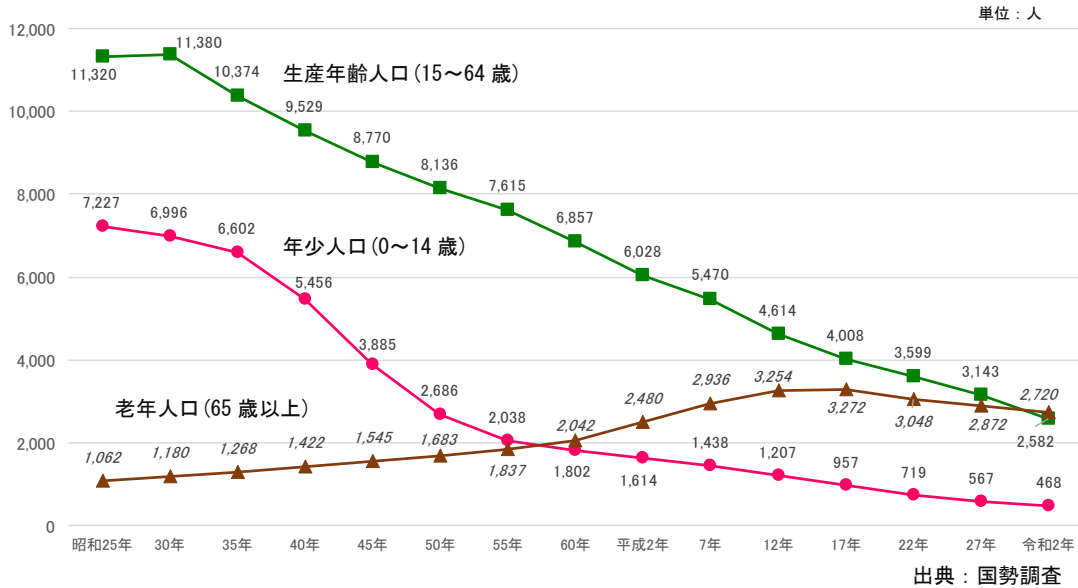
本町の人口は、図表3のとおり昭和25(1950)年の19,611人をピークに高度経済成長期の昭和30年代後半から40年代にかけて著しく減少し、その後も減少傾向が続いている。令和2(2020)年は5,770人となり、昭和25年の3割以下にまで減少している。

将来人口の基本推計では、令和7(2025)年が5,093人、令和12(2030)年は4,471人、令和15(2033)年は4,247人、令和17(2035)年には3,912人になると推計している。

年齢別に人口を見ると、図表4のとおり年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向であり、老年人口(65歳以上)は、平成17(2005)年まで増加し、その後緩やかに減少している。また、令和2(2020)年には生産年齢人口を老年人口が上回り、高齢化率は47.1%となっている。



図表4 年齢別人口の推移



3. 産業の動向

本町は、特別豪雪地帯という自然条件が農林業をはじめ、商業、工業などのあらゆる生産活動を阻害し、また、医療、教育等の住民生活における諸活動をも制約し、その社会的経済的諸条件が相まって地域に低生産性等をもたらし、人口流出の要因にもなってきた。このような立地条件から特色ある産業が少なく、昭和45年においては、第1次産業就業者数が全体の58.3%と、農業が主要産業としての位置を占めていたが、以後社会経済の進展とともに就業構造の変化が進み、農業は、農家数、就業者数ともに年々減少し、令和2年の農業就業者数は全体の15.6%にまで低下している。

一方、第2次産業就業者数は昭和45年には16.9%であったが、令和2年には33.7%となっており、第3次産業就業者数は、昭和45年には全体の24.8%であったが、令和2年には49.4%となっている。町内の経済の現状は、サービス業や小売業による収益に依存し、家計は会社員や公務員などの給与収入により支えられていることがうかがえる。

また、本町の令和2年における総生産は203億7,300万円で、昭和55年の1.71倍、昭和60年の1.40倍となっており、近年は200億円程度で推移している状況である。

第3章 一般廃棄物処理の現況と課題

1. 一般廃棄物処理施設

本町は、一般廃棄物処理施設を設置しておらず、中間処理（ごみの焼却・選別・破碎・資源化、し尿処理・汚泥の乾燥焼却等）や最終処分（埋立処分）については、一部事務組合である喜多方地方広域市町村圏組合が整備・運営する一般廃棄物処理施設で処理を行っている。

(1) 中間処理施設（ごみ処理）

名称 環境センター山都工場（以下「山都工場」という。）

所在地 喜多方市山都町小舟寺字二ノ坂山乙 2619 番地 1

① 可燃物焼却施設

処理方式	准連続燃焼式焼却炉（階段ストーカ式）
施設規模	焼却能力 90t／16h（45t／16h×2 炉）
竣工	平成 3 年 3 月
備考	ダイオキシン類規制適合の排ガス高度処理・灰固形化施設工事（平成 14 年 3 月完了）

② 不燃物処理施設

処理方式	乾式回転破碎機（堅型スイングハンマ式）
施設規模	破碎能力 40t／5h（1 基）
竣工	平成 6 年 3 月

出典：喜多方地方広域市町村圏組合資料

(2) 中間処理施設（し尿処理）

名称 環境センター塩川工場（以下「塩川工場」という。）

所在地 喜多方市塩川町会知字大川原 2160 番地

① 生し尿処理施設

処理方式	嫌気性消化方式 → 2 次処理：活性汚泥方式 → 3 次処理：凝集沈殿方式
施設規模	処理能力 102k1／日
竣工	昭和 41 年 12 月（増設 昭和 53 年 3 月）

出典：喜多方地方広域市町村圏組合資料

② 浄化槽汚泥処理施設

処理方式	固液分離方式
施設規模	処理能力 50k1/日 ※生し尿施設を改良 計 102k1/日 (生し尿52k1/日+浄化槽汚泥50k1/日)
竣工	平成7年3月

③ 汚泥乾燥焼却施設

処理方式	回転アーム式焼却炉
施設規模	乾燥汚泥:400kg/h (含水率 30%) 7,340kg/日 し渣:488kg/h (含水率 60%) 2,440kg/日 汚泥乾燥機:脱水汚泥量 1,468kg/k1 (含水率 79%) 集塵装置:マルチサイクロン
竣工	平成9年3月

出典:喜多方地方広域市町村圏組合資料

(3) 最終処分場

名称 環境センター羽山最終処分場 (以下「羽山処分場」という。)

所在地 喜多方市慶徳町新宮字羽山 2952 番地 68

埋立面積	20,000 m ²
埋立容積	88,300m ³ (令和7年8月末残量 17,357m ³)
埋立方法	セル方式
埋立期間	37年間 (平成15年4月～令和22年3月予定)
竣工	平成15年3月
備考	水処理施設:前処理(カルシウム除去)+生物脱窒素処理 +凝集沈殿処理+高度処理+滅菌 処理能力 70m ³ /日

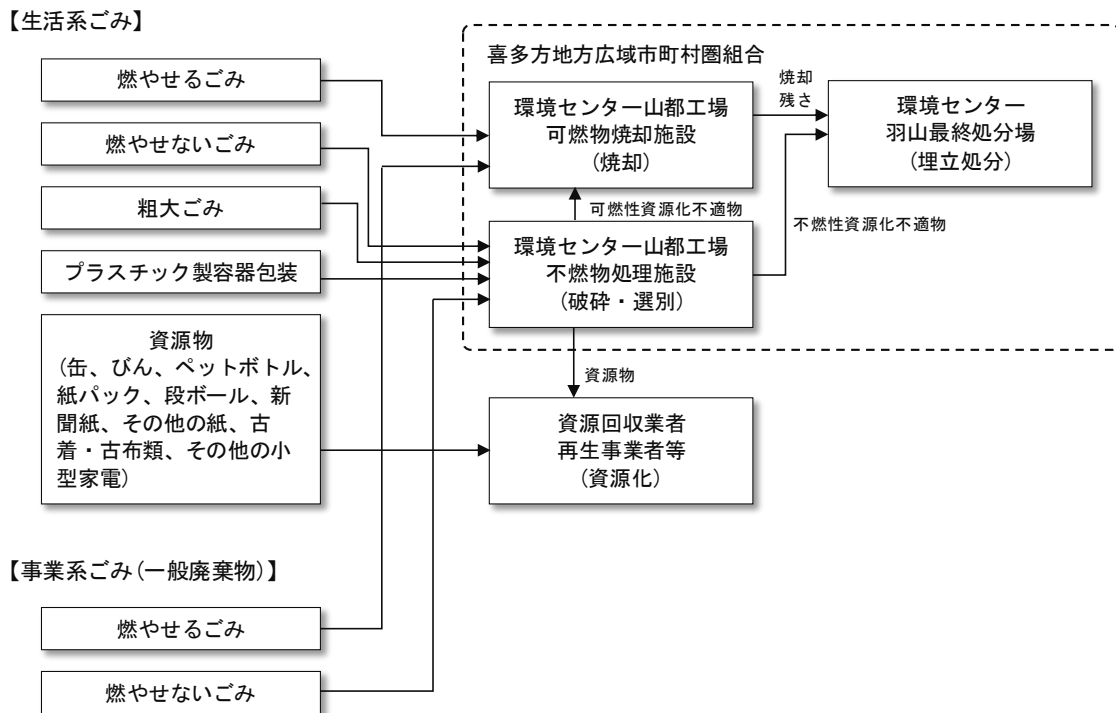
出典:喜多方地方広域市町村圏組合資料

2. ごみ処理フロー

(1) ごみ処理フロー

本町のごみ処理は、図表5のフロー図の流れで処理している。

図表5 ごみ処理フロー図



(2) 生活系ごみの排出と収集運搬

① 日常生活から生じたごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、資源物の5種類に分別している。

このうち、資源物は、空き缶、空きびん（無色・透明、茶系、青・緑系、黒系）、ペットボトル、紙パック、古紙（段ボール、新聞紙、その他の紙）、古着・古布類、その他の小型家電に分別している。（生きびんは、購入店などに直接持ち込み再使用のルートに回している。その他の小型家電は西会津町役場での拠点回収とし、また、古着・古布類、その他の小型家電は集団回収による収集を行っている）

② 燃やせるごみ、燃やせないごみ及びプラスチック製容器包装は、町が指定するごみ袋で排出している。また、資源物は、ごみ収集場所（ごみステーション）に専用の収集容器を設置し、その収集容器の中に排出している。

- ③ 収集運搬は、業者委託で実施している。
- ④ 粗大ごみは、指定ステーションへの自己搬入または直接山都工場へ自己搬入としている。自己搬入できない場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者に依頼し排出する方法としている。
- ⑤ 分別の方法及び収集日程は、収集カレンダー等で周知し、燃やせるごみは週1～2回、燃やせないごみは月1回、プラスチック製容器包装は月2回、粗大ごみは年3回、資源物は月1～2回の収集としている。
- ⑥ 冬期間の積雪時においても、収集運搬車が走行可能であれば収集を行っている。

(3) 中間処理

- ① 燃やせるごみは、山都工場で焼却している。
- ② 燃やせないごみと粗大ごみは、山都工場の不燃物処理施設で破碎し、金属等は資源化を図っている。資源化できない可燃性のものは山都工場焼却処理している。
- ③ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく資源物（プラスチック製容器包装及びその他資源物）のうち、同法第2条第6項の指定物（空き缶、段ボール、紙パック）及び特定分別基準適合物（空きびん、ペットボトル）は、国が指定する指定保管施設で資源化を図っている。
- ④ 古紙類については、町が指定する保管施設で資源化を図っている。

(4) 最終処分

山都工場で生じる焼却残さ及び破碎した燃やせないごみは、羽山処分場における埋立処分を基本としている。

なお、喜多方地方広域市町村圏組合においては、羽山処分場の残余容量の確保及び安定的な処理体制の維持を図る観点から令和7年度より山都工場から発生する焼却残さの一部について民間最終処分場への外部搬出を行っている。

(5) 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理

飲食店をはじめ、商店、工場などの事業活動により生じたごみ（事業系一般廃棄物）は、事業者の責任において山都工場に自己搬入する（有料）、または一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者に依頼し（有料）処理している。

(6) その他のごみの処理

① 一時多量ごみ

引越し等で、ごみ収集場所（ごみステーション）に出し切れない量のごみが一度に発生する場合は、排出者の責任において、本人が直接山都工場に搬入するか（無料）、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に依頼するか（有料）いずれかの方法で処理している。

② 特定家庭用機器一般廃棄物（家電4品目）

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づき、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電4品目は、小売店または排出者の責任でリサイクルしている。

③ メーカーの自主回収・リサイクルが行われている物

家庭用パソコン、オートバイ、家庭用消火器、充電式乾電池、ボタン式乾電池、インクカートリッジなど「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づきメーカーが自主回収制度により、リサイクルしている製品は、小売店または排出者の責任でリサイクルしている。

④ 処理困難物

スプリングの入ったベッドやソファ、ドラム缶、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、農業用ビニールシート、コンクリートブロック、医療用器具などの山都工場での処理困難物は、小売店または排出者の責任でそれぞれ民間の処理業者に依頼し処理している。

⑤ 小動物の死体

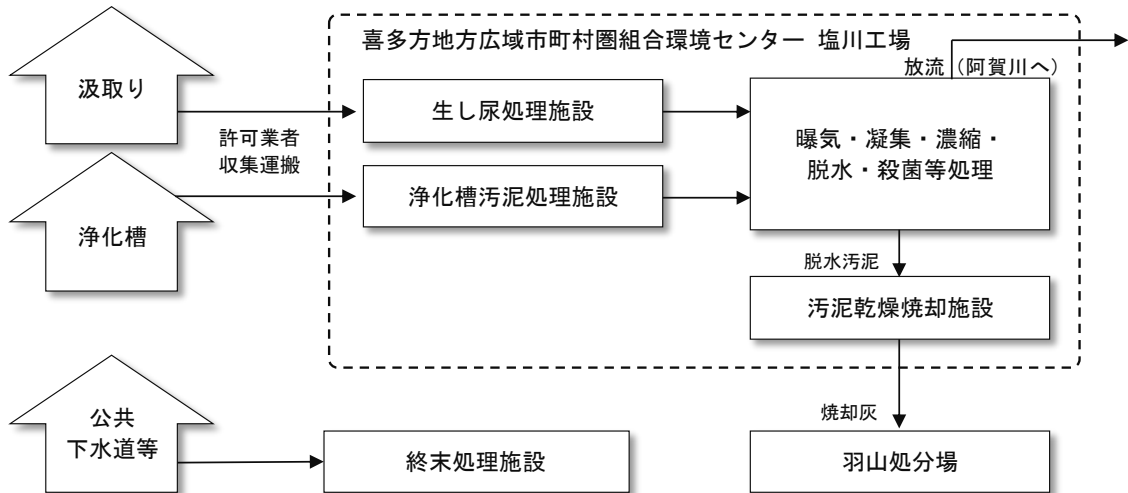
家庭でペットとして飼っている犬、ネコ等については、飼い主等による山都工場への自己搬入（無料）または許可業者への収集運搬の依頼（有料）により処分している。道路上で死亡したネコ、タヌキ等は、道路管理者が回収し、山都工場で焼却処分している。

3. し尿処理フロー

(1) し尿処理フロー

本町のし尿処理は、図表6のフロー図のとおり処理している。

図表6 し尿処理フロー図



(2) し尿収集

各家庭からのし尿や浄化槽汚泥は、本町の許可を持つ民間業者がし尿収集車（バキューム車）で収集運搬し、塩川工場の生し尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設に搬入している。

(3) 中間処理及び最終処分

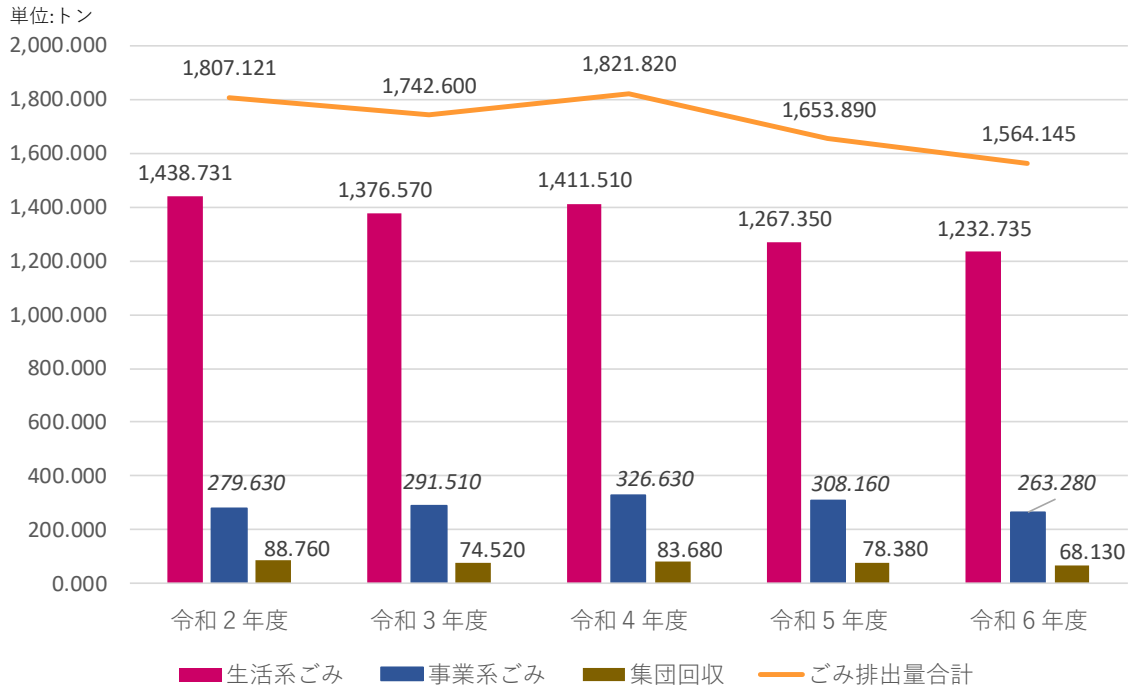
塩川工場の生し尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設で適正に処理された排水については、阿賀川に放流している。処理された最終汚泥は、汚泥乾燥焼却施設で焼却し、焼却灰は羽山処分場に埋立処分している。

4. 一般廃棄物排出量の推移

(1) ごみ排出量

本町のごみ排出量は、図表7のとおり令和6年度においては1,564トンで、令和4年度から減少傾向にある。令和6年度の内訳は、生活系ごみが78.8%、事業系ごみが16.8%、集団回収が4.4%となっている。

図表7 ごみ排出量の推移

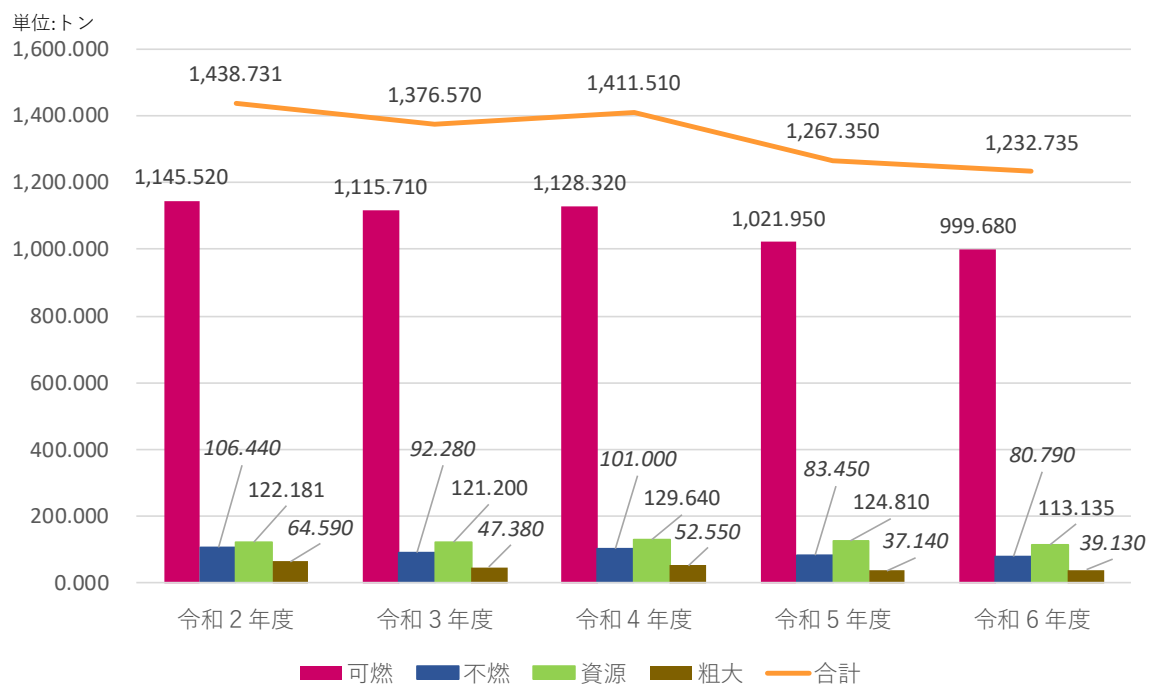


(2) 生活系ごみの排出量

本町の生活系ごみの排出量は、図表8のとおり令和5年度、6年度においては、1,200トン台で推移しており、令和4年度から減少傾向にある。

令和6年度の内訳は、可燃ごみが81.1%、不燃ごみが6.5%、資源物が9.2%、粗大ごみが3.2%となっている。

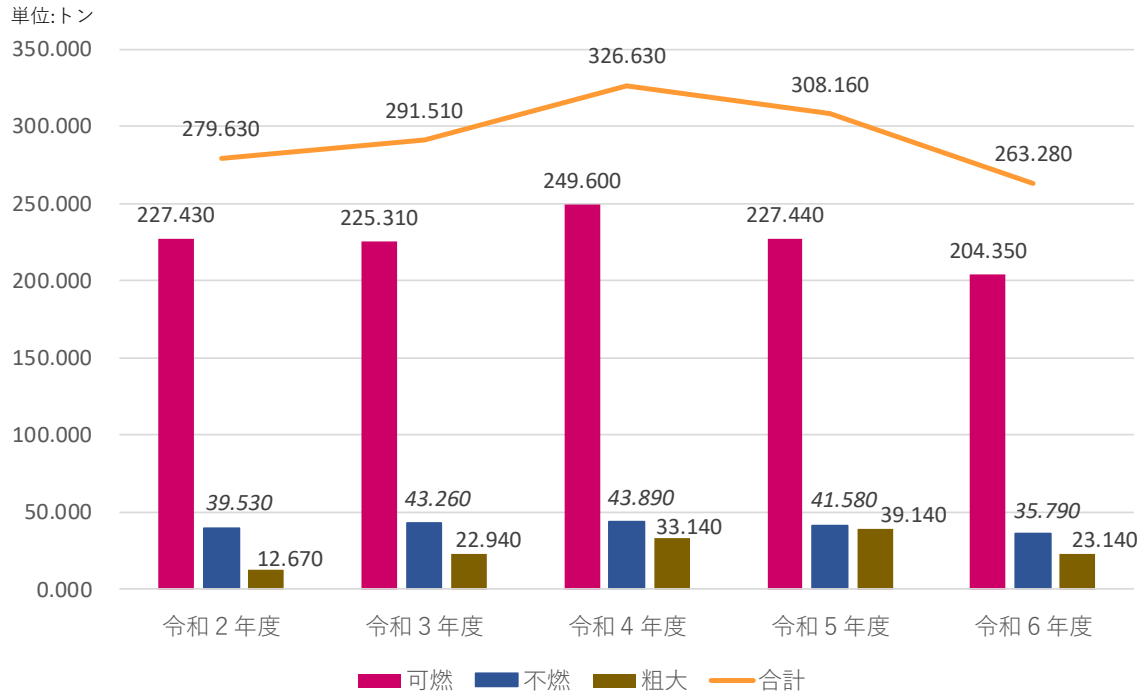
図表8 生活系ごみの排出量の推移



(3) 事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量

本町の事業系ごみの排出量は、図表9のとおり令和6年度においては、263トンで、令和4年度から減少傾向に転じている。令和6年度の内訳は、可燃ごみが77.6%、不燃ごみが13.6%、粗大ごみが8.8%となっている。

図表9 事業系ごみの排出量の推移



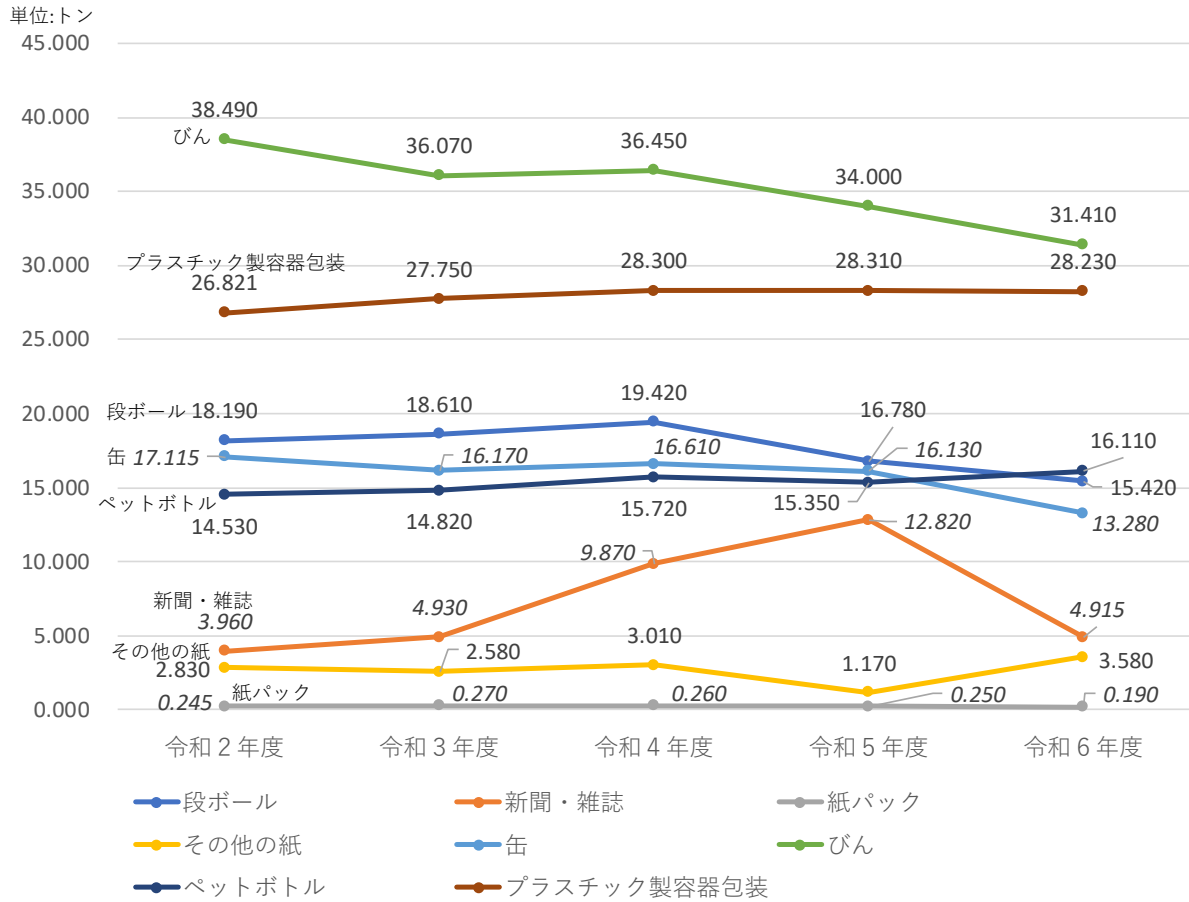
(4) 資源物排出量

本町の資源物の排出量は、次ページの図表10のとおり年間約120トン台で推移しているが令和4年度以降は減少傾向であり、令和6年度は113トンとなっている。

令和6年度の内訳は、多い順に、びんが31トン、プラスチック製容器包装が28トン、ペットボトル16トン、段ボール15トン、缶13トン、新聞・雑誌5トン、その他の紙4トン、紙パック0.2トンとなっている。

なお、紙類の合計は24トンとなっている。

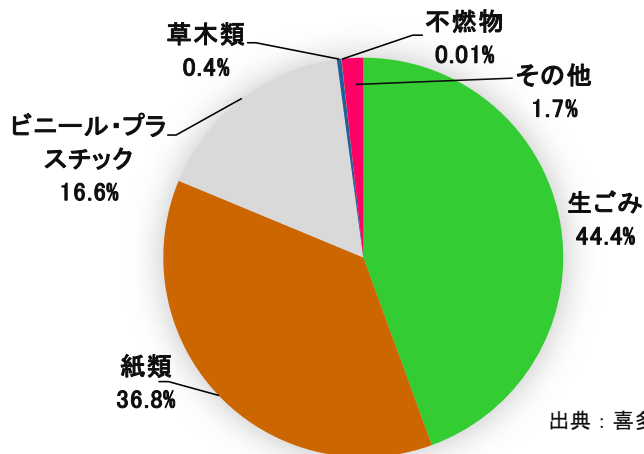
図表 10 資源物排出量の推移



(5) ごみ組成分析調査結果

令和 7 年度に喜多方地方広域市町村圏組合が実施した本町の燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成分析調査の結果は、図表 11 のとおりで、生ごみが 44.4%、紙類 36.8%、ビニール・プラスチック 16.6%、草木類 0.4%、不燃物 0.01%、その他（布類その他）が 1.7%となっている。

図表 11 燃やせるごみ組成分析調査結果



(6) ペットボトル・プラスチック製容器包装の不適合について

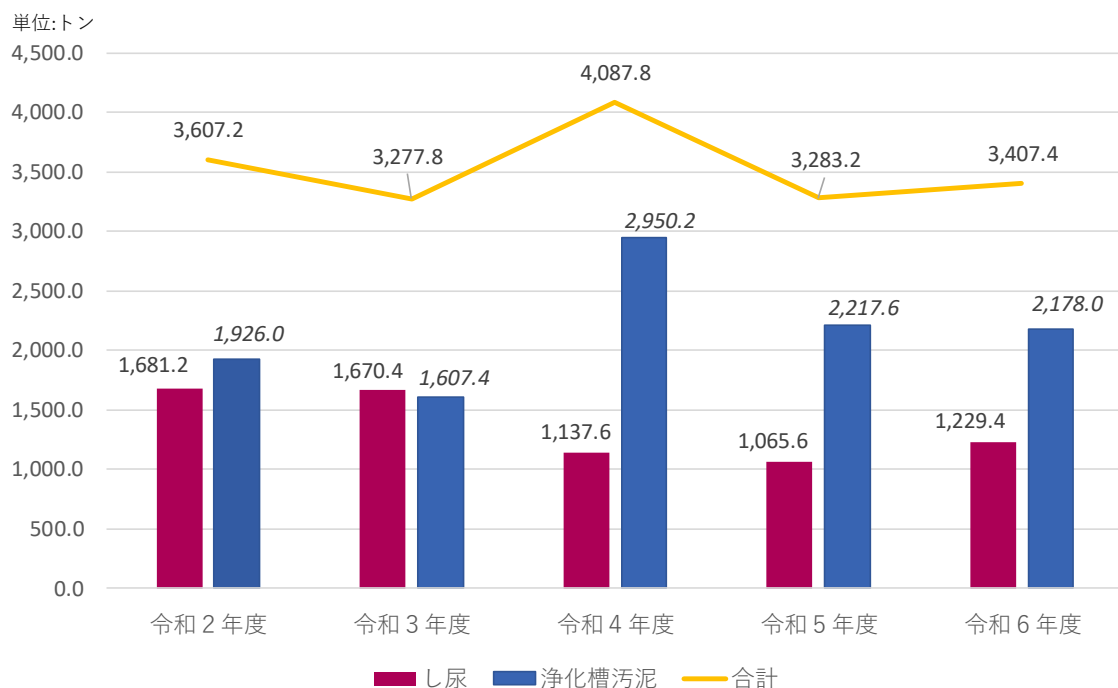
令和2年度から令和6年度のペットボトル分別に係る品質調査の総合判定はA判定であるが、再商品化に影響を与えるものとして、キャップ付きのペットボトルなどが散見される。

また、令和4年度から令和7年度のプラスチック製容器包装の分別に係る品質評価では、釘やネジなどの危険品の混入が見られることから、こうした不適合物が混入しないよう適正な分別が求められる。

(7) し尿・浄化槽汚泥の処理量

全体の処理量については、近年は、3,300～3,400トンで推移している。令和4年度が4,087.8トンと多いのは、8月の豪雨による水害発生後の汚泥処理などに伴い例年よりも多くなっている。

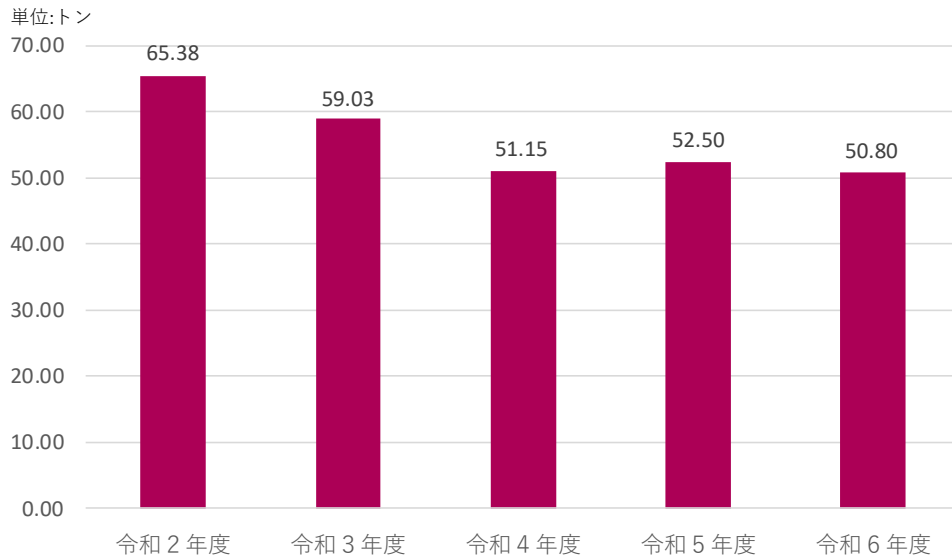
図表 12 し尿・浄化槽汚泥塩川工場搬入量



(8) し尿処理に係る焼却灰埋立量

塩川工場において最終汚泥などを焼却処理した焼却灰の埋立量は、図表 13 のとおりである。近年は 51 トン前後で推移している。

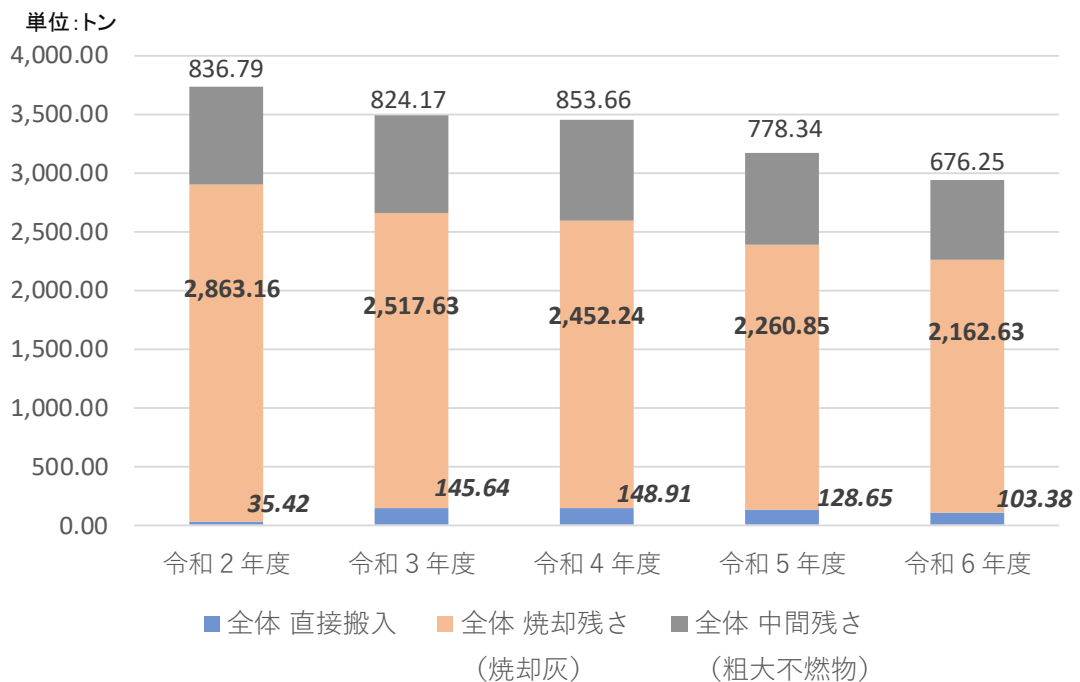
図表 13 塩川工場焼却灰埋立量



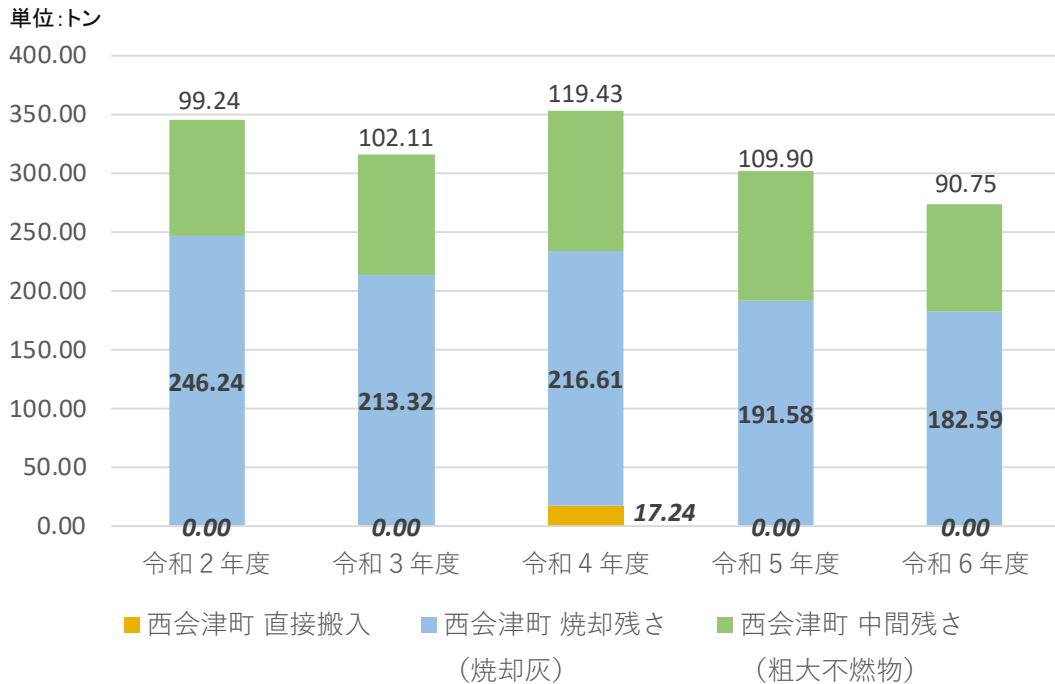
(9) 羽山処分場の埋立処分量

山都工場及び塩川工場において焼却処理や中間処理を行った後の焼却灰、残さ、また直接搬入される水路汚泥等の羽山処分場における埋立処分量は、図表 14・15 のとおりであり、令和 6 年度は、喜多方地方広域市町村圏組合全体で 2,942 トン、西会津町分で 273 トンとなっている。

図表 14 羽山処分場の埋立量 (喜多方地方広域市町村圏組合全体)



図表 15 羽山処分場の埋立量（西会津町分）

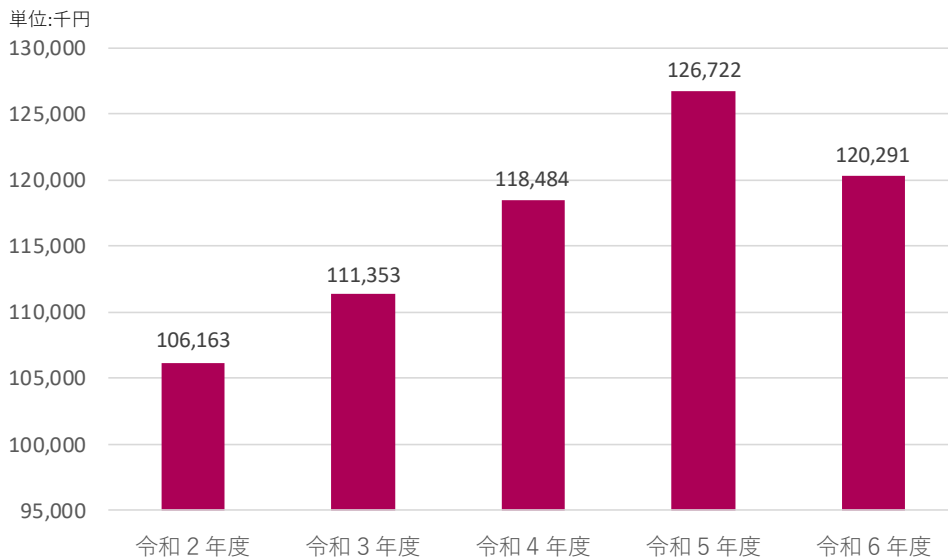


5. 一般廃棄物処理の経費

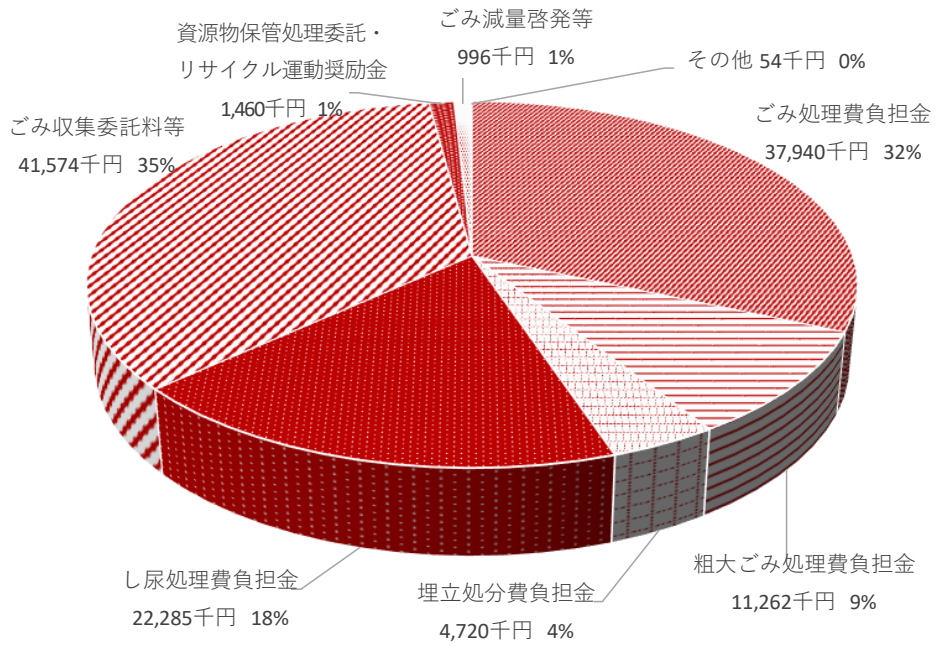
(1) 一般廃棄物処理に係る経費

本町の一般廃棄物処理に係る経費は、令和 6 年度実績が 120,291 千円であり、歳出決算額 7,323,657 千円の 1.6% を占めている。令和 6 年度の内訳は、多い順に、ごみ収集委託料等が 41,574 千円 (35%)、ごみ処理費負担金 37,940 千円 (32%)、し尿処理費負担金 22,285 千円 (18%)、粗大ごみ処理費負担金 11,262 千円 (9%)、埋立処分費負担金 4,720 千円 (4%) となっている。

図表 16 一般廃棄物処理経費の推移

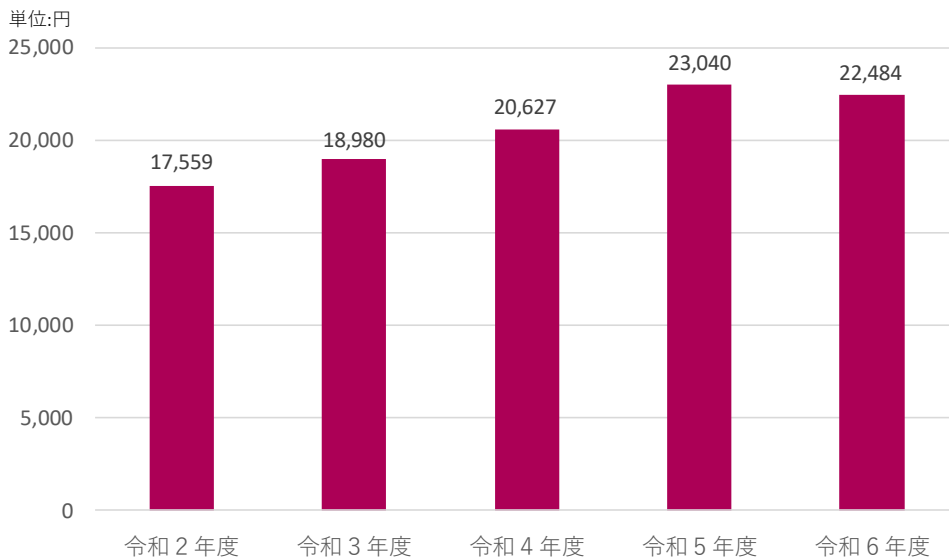


図表 17 令和 6 年度一般廃棄物処理経費の内訳



町民一人当たりの一般廃棄物処理経費は、図表 18 のとおりで、令和 5 年度は 23,040 円、令和 6 年度は 22,484 円となっている。

図表 18 一人当たりの一般廃棄物処理経費の推移

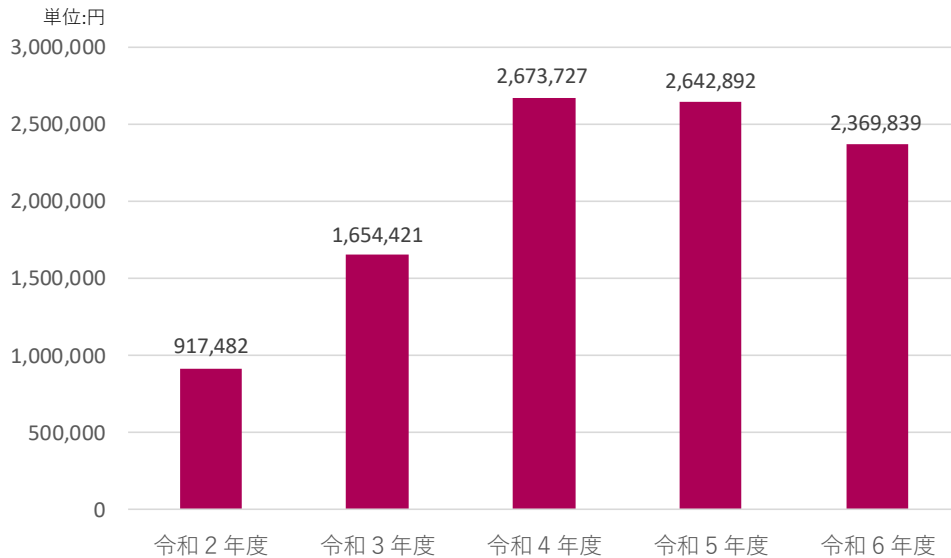


※令和 2～4 年度は 10 月 1 日現在、令和 5 年度、6 年度は 4 月 1 日現在の人口を基に算出

(2) 資源物の売却

資源物のうち、空きびんは処分料が必要となるが、それ以外の空き缶、ペットボトル、古紙類は、有償での売却を行っており、その売却額は、令和6年度で2,370千円となっている。

図表 19 資源物売却金の推移

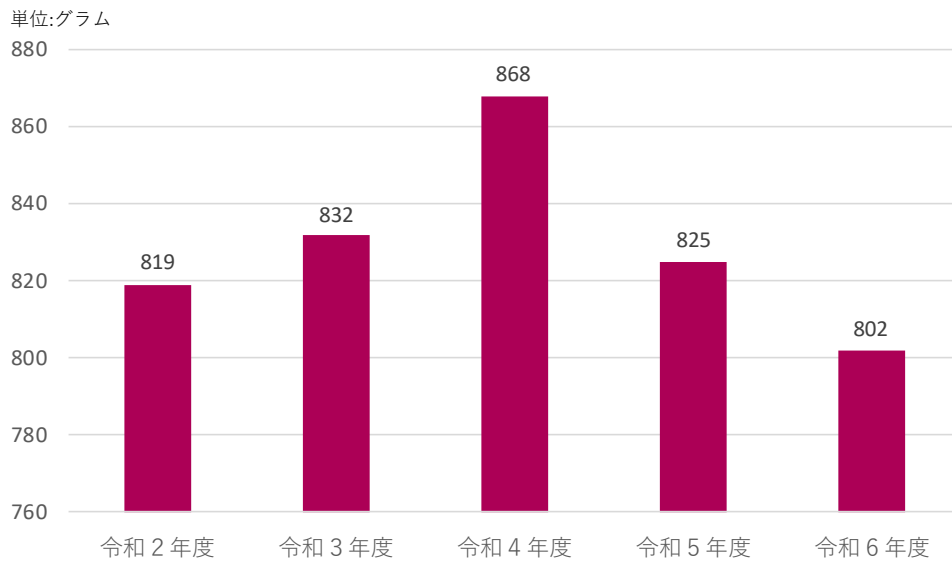


6. 一般廃棄物処理における課題

(1) ごみの減量化

- ・本町の生活系ごみ排出量は、令和4年度から減少傾向にあり、また、1人1日当たりのごみ排出量は令和5年度が825グラム、令和6年度は802グラム（図表20）と、全国平均、福島県の排出量を下回っているが、町民一人ひとりがさらに減量化に努めていく必要がある。
- ・燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成分析調査の結果、生ごみの占める割合が44.4%となっており、水切りや食品ロスの削減などの取り組みが求められる。
- ・山都工場や羽山処分場の長寿命化、ごみ処理経費の削減を図るため、さらなるごみ総排出量の低減が課題である。

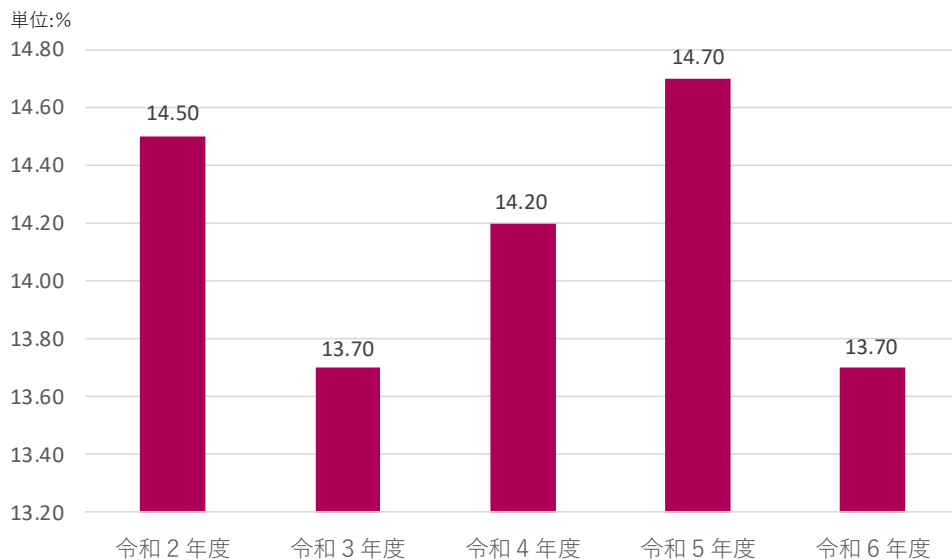
図表 20 1人1日当たりのごみ排出量



(2) 資源物分別の徹底

- ・本町のリサイクル率は、14%前後となっており（図表 21）、令和4年度の全国平均 19.6%を大きく下回っている。このため家庭における一層の資源物の分別が求められる。
- ・燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成分析調査の結果、紙類の占める割合が 36.8%となっており、紙類の分別に取り組む必要がある。
- ・同じく燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成分析調査の結果、生ごみの占める割合が 44.4%であることから、生ごみ処理機を使った堆肥化などの啓発が必要である。

図表 21 リサイクル率



- ・プラスチック製容器包装の分別において不適合物の混入が見られることから、家庭における適正な分別が求められる。
- (3) リサイクル品目の拡充
- ・燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成分析調査の結果、生ごみの割合が44.4%であることから、バイオマスなどとしてのリサイクルについての調査検討が必要となっている。
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進を図るため、プラスチック使用製品の分別収集の取り組みが求められる。
 - ・このほか、古布類、小型家電、陶磁器類などのリサイクル品目の拡充が必要である。
- (4) 収集運搬
- ・収集運搬については、各集落や地区の状況、今後のリサイクル品目の拡充に合わせた見直し・検討が求められる。
- (5) 中間処理施設の老朽化への対応
- ・山都工場や塩川工場の老朽化が進んでいることから、計画的な修繕や適正な維持管理を行うとともに、新たな施設整備の検討を行っていく必要がある。
- (6) 情報共有
- ・一般廃棄物処理の現状をはじめ、ごみの排出・分別の方法など町民や事業者に対して積極的に情報を発信し、課題について共有し、協働によってごみ減量化等を進めていく必要がある。

第4章 ごみ処理計画

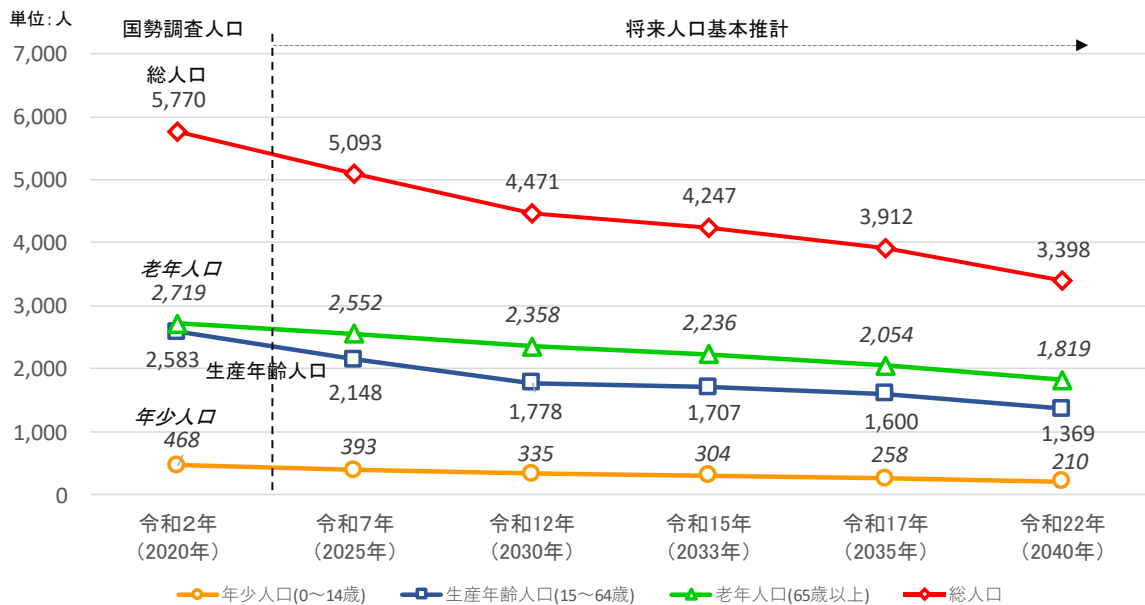
1. ごみ排出量の見込み

(1) 人口と事業活動等の将来予測

本町の将来人口推計は、西会津町総合計画[第5次]（令和7年度策定）においては、令和15年には4,247人と推計されている。

また、推計では、生産年齢人口が老年人口を下回り減少し推移していくことなどから町内の事業活動量も減少していくものと予測される。

図表 22 将来人口の推計



(2) ごみ排出量の将来の見込み

令和6年度のごみ排出量の実績を基に、推計人口で排出量を算出すると次のとおりであり、令和15年は、可燃ごみが781トン、不燃ごみが63トンと見込まれ、令和6年度と比較して22%減少することが予測される。

図表 23 ごみ排出量の推計

単位:トン

	令和6年度 (2024年度)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和15年 (2033年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
人口(人)	5,440	5,093	4,471	4,247	3,912	3,398
可燃ごみ	1,000	936	822	781	719	625
不燃ごみ	81	76	67	63	58	51
粗大ごみ	39	37	32	30	28	24
段ボール	15	14	12	12	11	9
新聞・雑誌	5	5	4	4	4	3
紙パック	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
その他の紙	4	4	3	3	3	2
缶	13	12	11	10	9	8
びん	31	29	25	24	22	19
ペットボトル	16	15	13	12	12	10
プラスチック製容器包装	28	26	23	22	20	17

※令和6年度の人口は10月1日現在の住民基本台帳人口

2. ごみの発生抑制のための方策

(1) 基本理念

国では、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があるとしている。

また、生物多様性の損失等の地球規模での課題に対処する観点からも、循環経済の取り組みを通じた天然資源投入量・消費量の抑制や適正な資源循環の促進による全体的な環境負荷削減への貢献を考えていくことが必要であるとしている。

本町の町民一人当たりのごみ排出量は、全国平均・県平均を下回っているが、その差は縮小傾向にあり、また、本町のリサイクル率は全国平均・県平均をともに下回っている状況であり、国際的に地球温暖化をはじめとした環境対策が求められる中、二酸化炭素の削減やごみの一層の減量・再資源化が課題となっている。

このような現状を踏まえ、西会津町総合計画[第5次]の将来像である「未来を編む。幸せひろがる 日本の田舎、西会津町。」を基本理念とし、町の豊かな自然環境を保全・維持し、持続可能な未来を築くため、ごみの分別・減量化などに町全体で協働により取り組んでいくこととする。

町の将来像

未来を編む。幸せひろがる 日本の田舎、西会津町。

(2) 基本方針・数値目標・各種施策

国の基本的な方針に基づき、まずは、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本として、町の将来像の実現に向けて、次のとおり基本方針と数値目標を設定し、目標の達成に向けて各種施策を推進していくものとする。

① 基本方針

- ・環境保全やごみ排出のマナー、地球温暖化対策を町民一人ひとりの取り組みへと普及するため、啓発活動を進めていく。
- ・限りある資源を有効に使い、ごみの排出を減らすため、適切にごみ処理と再資源化を進めていく。
- ・食品ロスなどそもそもごみを出さない取り組みを進めていく。

② 数値目標

ア 数値目標 1

	令和6年度実績	令和11年度目標	令和15年度目標
1人1日当たりのごみ排出量	802グラム	780グラム	758グラム

イ 数値目標 2

	令和6年度実績	令和11年度目標	令和15年度目標
リサイクル率	13.7%	16.6%	19.5%

③ 各種施策

【施策1】 ごみの発生・排出の抑制（リフューズ、リデュース）の推進

- ・レジ袋や過剰包装の辞退などにより、ごみの発生を抑制する。
- ・食材を使いきる、また食べきることで生ごみの排出を抑制し、食品ロスを削減する。
- ・グリーン購入（環境負荷の少ない製品の購入）の推進を図る。

【施策2】 再使用（リユース）の推進

- ・家具や家電、子ども用品等不要になったものを仲介業者に出品するなど「捨てずに譲る」リユースを推進する。

- ・リサイクルショップ等の利用によるリユース品の購入や提供を推進する。
- ・リユースイベント等の情報発信や実施を通じ、リユース意識の向上を図る。

【施策3】 資源物の分別の徹底

- ・資源物（空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の適正な分別の一層の徹底を図る。
- ・紙ごみの分別を一層徹底し、古紙類の再資源化と燃やせるごみの減量化を推進する。
- ・ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別不適合物の削減を図る。

【施策4】 再資源化（リサイクル）の推進

- ・PTAなどでの集団回収や資源物集団回収事業等を通じ、再資源化を推進する。
- ・店頭回収、拠点回収、集団回収などリサイクルルートの拡大を図る。
- ・生ごみ処理機等による生ごみの堆肥化を推進する。
- ・リサイクル法・リサイクル制度の啓発による適正な処理を推進する。

【施策5】 再資源化物（リサイクル）の拡大

- ・従来、廃棄物として排出・処理しているごみについて、事業者等との連携により再資源化物としてリサイクルの取り組みの拡大を図る。

【施策6】 不適切なごみ処理・不法投棄の防止

- ・自宅での廃棄物の焼却や埋立などの不適切なごみ処理、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止する。

【施策7】 廃棄物の適正処理

- ・廃棄物の計画的かつ適正な収集運搬、中間処理、最終処分を行う。
- ・廃棄物の速やかな収集運搬により生活環境の保全、衛生を保つ。
- ・一斉清掃などの環境美化活動の実施により快適な生活環境の維持向上を図る。

【施策8】 事業系ごみの適正処理

- ・事業所から排出される廃棄物について発生抑制や再資源化を推進するとともに、適正な処理を行う。

- ・事業系ごみは、生活系ごみ収集場所（ごみステーション）には排出しない。

【施策 9】 環境教育等の推進

- ・町民等がごみの出し方やリサイクル推進などについて知識を習得できるよう出前講座や説明会など環境教育等を推進する。
- ・町民、事業者、行政がごみ処理に関する情報を共有し、その理解促進を図り、具体的な行動・実践へとつなげていく。

【施策 10】 ごみ処理体系の整備

- ・地域、集落の状況に合わせて、ごみ収集場所（ごみステーション）や収集運搬体制について見直しを図る。
- ・新たな法律の制定や法改正に的確に対応し、ごみ処理を行うため、喜多方地方広域市町村圏組合や同組合構成市村と協議を行いながら、現行の処理体系の見直しを図る。
- ・廃棄物処理施設の更新にあたっては、中間処理による最終処分量の低減、省エネルギー・再資源化に努め、喜多方地方広域市町村圏組合や同組合構成市村とその改修・整備について検討協議を行う。

(3) 町民・事業者・町の役割

① 町民の取り組み

- ・4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）、特に適切なおごみの分別に取り組む。
- ・ごみの投げ捨て、不法投棄をしない。

② 事業者の取り組み

- ・4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）、特に適切なおごみの分別に取り組む。
- ・廃棄物の発生抑制やロス低減の取り組み、資源循環の促進により環境負荷の削減を図る。
- ・事業系廃棄物の適正な分別・処理・処分を行う。

③ 町の役割

- ・基本理念の実現に向けて、基本方針のもと各種施策を推進する。
- ・4 R活動やごみ減量化の情報発信に努める。
- ・町の事務事業におけるごみ減量化を推進する。

3. ごみ処理の対象と分別の区分

(1) ごみ処理の対象

ごみ処理の対象区域は、本町全域とし、本町が処理を行う一般廃棄物（ごみ）は次の2種類となる。

- ・生活系ごみ（家庭での日常生活によって生じた廃棄物）
- ・事業系ごみ（事業活動によって生じた一般廃棄物）

(2) 生活系ごみの分別の区分

分別区分 (町民が排出)		収集・運搬 (町委託業者)	保管 (民間事業者)		
燃やせるごみ		収集車	—		
燃やせないごみ		収集車	—		
粗大ごみ		収集車	—		
缶 空き	スチール	収集車	機械選別	ストックヤード保管	各リサイクル工場へ※
	アルミ				
空きびん	無色	収集車 収集時に手選別	→		
	茶色				
	青・緑色				
	黒色				
紙類	紙パック	収集車	→		
	段ボール		→		
	その他の紙(紙製 容器包装)		→		
プラスチック類	ペットボトル	収集車	選別・圧縮		
	プラスチック製容器包装		選別・圧縮		

※ 令和7年度の搬入先は下記のとおり

- ・空き缶、空きびん、紙類、ペットボトルは民間事業者に搬入
- ・プラスチック製容器包装は、山都工場を經由し指定法人に搬入

※ このほか家庭用パソコン・その他小型家電について、西会津町役場本庁舎で受付回収後、民間事業者（使用済小型電子機器再資源化認定業者）、社会福祉施設に引き渡し（排出）

(3) 事業系ごみの分別の区分

分別区分 (事業者が排出)	収集・運搬 (事業者の責任で実施する)
一般廃棄物	事業者自身が山都工場へ搬入する(有料)。または、町の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する。
産業廃棄物 (廃棄物処理法に基づく)	県の許可を持つ産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

4. ごみの適正処理に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

- ① 日常生活から生じたごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、その他資源物の5種類に分別する。

このうち、その他資源物は、空き缶、空きびん(無色・透明系、茶系、青・緑系、黒系)、ペットボトル、紙パック、古紙(段ボール、新聞紙、雑誌その他紙類)に分別する。(生きびんは、購入店などに直接持ち込み再使用ルートに回す)

- ② 町は、町民及び事業者に排出方法について周知・説明し、分別の徹底を図る。ただし、事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理する。

- ③ 収集回数、収集時間、収集方法、収集容器等については、町民生活に配慮するとともに、収集業務に支障が生じないように対応する。

また、燃やせるごみ、燃やせないごみ及びプラスチック製容器包装は指定の収集袋で排出するものとする。(山都工場への直接搬入の場合は、町が別に定める要件を満たす袋であれば、指定の収集袋以外でも指定の収集袋と見なすものとする) 資源物については、専用の収集容器を使用する。

- ④ 収集運搬は、町がその業務を委託する業者が行うこととし、収集運搬計画に基づき行うよう町は指揮・管理を行う。

- ⑤ 粗大ごみについては、指定ステーション方式による収集のほか、山都工場への直接搬入により排出する。

- ⑥ 問い合わせ（苦情等を含む）には、迅速に対応できる体制をとる。
- ⑦ 分別の方法及び収集日程は、収集運搬計画表のほかホームページ等で周知を図る。
- ⑧ 収集日程及び回数は、現行（令和7年度）を基本とし、特別な事情がある場合を除き、次のとおり実施する。
- | | |
|--------------|--------|
| ・燃やせるごみ | 週 1～2回 |
| ・燃やせないごみ | 月 1回 |
| ・プラスチック製容器包装 | 月 2回 |
| ・粗大ごみ | 年 3回 |
| ・その他資源物 | 月 1～2回 |
- ⑨ 冬期の積雪時でも収集車両の走行が可能で、ごみ収集場所（ごみステーション）の除雪対応が行われる自治区については収集を行う。

(2) 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理

飲食店・商店・工場などにおける事業活動により生じたごみ（事業系一般廃棄物）は、事業者の責任において適正に処理する。処理にあたっては山都工場への直接搬入（有料）または一般廃棄物収集運搬業の許可業者に依頼する（有料）いずれかの方法で処理する。

(3) 中間処理計画

- ① 燃やせるごみは、山都工場で焼却する。ただし、山都工場の処理困難物（建築廃材のうち木くずやカヤ及び植物性残さ）については、一般廃棄物処理業の許可業者が資源化を図る。
- ② 粗大ごみのうち可燃性のものは、山都工場で焼却処理する。
- ③ 燃やせないごみ及び粗大ごみのうち不燃性のものは、山都工場の不燃物処理施設で破碎し、金属等は資源化を図る。
- ④ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく資源物（プラスチック製容器包装及びその他の資源物

のうち同法第2条第6項の指定物（空き缶、段ボール、紙パック）及び特定分別基準適合物（空きびん、ペットボトル）は、国が指定する指定保管施設で資源化を図る。

⑤ 古紙類については、町が指定する保管施設で資源化を図る。

(4) 最終処分計画

山都工場で生じる焼却残さ及び破碎処理した燃やせないごみは、羽山処分場における埋立処分を基本とする。

なお、喜多方地方広域市町村圏組合においては、山都工場から発生する焼却残さの一部を民間最終処分場へ外部搬出し、羽山処分場の残余容量の確保及び安定的な処理体制の維持を図る。

5. ごみ処理施設の整備に関する事項

喜多方地方広域市町村圏組合山都工場の可燃物焼却施設と不燃物処理施設は、稼働後30年以上が経過し老朽化が進んでいる。また羽山処分場は、さらなる長期利用のために埋立処分量の減量化が求められている。

各施設の長寿命化のため、ごみの減量化を一層推進し、施設の適切な運転管理や改修・整備について、同組合と協議していくこととする。

また、施設の更新にあっては、ごみ処理の合理化や効率化、再資源化により減量化を図り、将来のごみ排出量に見合った規模で整備することとし、同組合や同組合構成市村、関係機関と協議・検討していくものとする。

6. その他ごみの処理に関して必要な事項

(1) クリーン推進員

各自治区にクリーン推進員を配置し、廃棄物減量の指導、ごみ収集場所（ごみステーション）の監視及び環境美化推進を図り、町民による環境指導体制を確立し、環境行政を円滑に推進する。

(2) 事業者の協力

事業系ごみ（一般廃棄物）の排出抑制や資源物の分別、適正処理により、ごみ減量化を図るものとする。

(3) 災害廃棄物対策

火災や水害、地震などの災害時においては、西会津町災害廃棄物処理計画に基づき、ごみ処理を行うこととする。大規模な災害が発生した場合は、腐敗性廃棄物や粗大ごみ、がれき等が大量に発生し、衛生環境が悪化することが予測されるため、山都工場の中間処理施設や羽山処分場への埋立処理について喜多方地方広域市町村圏組合と協議しながら、国や県の処理方針に基づき、迅速かつ適切に処理を行い、早期復旧に努める。

(4) 不法投棄対策

不法投棄監視員のパトロールによる不法投棄の未然防止を図る。

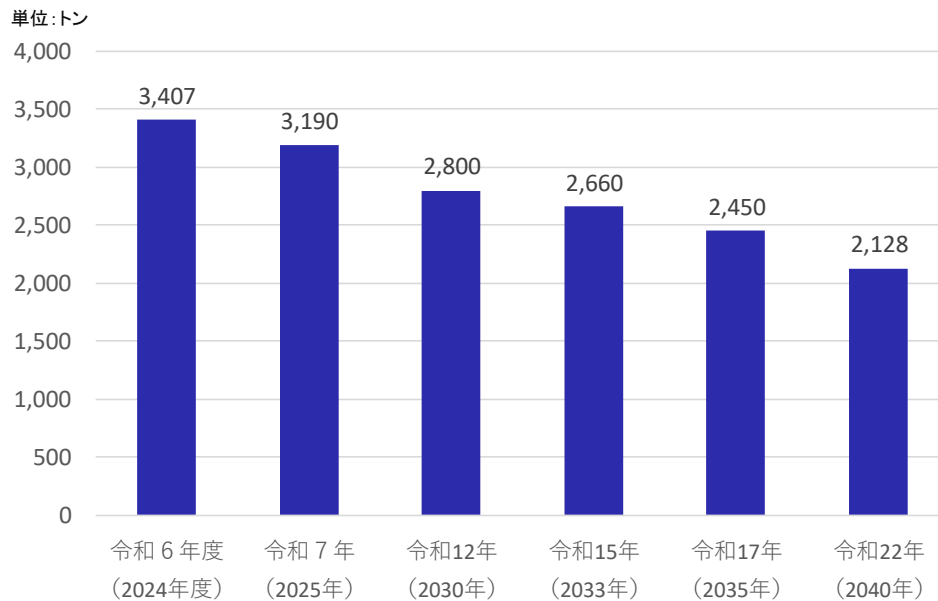
また、不法投棄を発見した場合は、福島県・福島県警察と連携を密に対処する。

第5章 し尿処理計画

1. し尿処理量の見込み

令和6年度のし尿と浄化槽汚泥の塩川工場への搬入量を基に、将来人口推計比で搬入量を算出すると下図表のとおりとなり、人口減少に伴い令和15年は、2,660トン/年と推計される。

図表 24 し尿・浄化槽汚泥 塩川工場搬入量の推計



2. し尿処理に関する基本方針

衛生的な住環境の確保と水質汚濁防止のため、下水道等の普及は欠かせないものとなっている。

本町では、町内各地区において下水道施設（公共下水道、農業集落排水）を整備し、汚水の適正処理と水洗化（下水道加入または合併処理浄化槽の設置）を推進しており、令和7年3月末現在では、下水道施設の普及区域は町内全域の83.8%、下水道加入者数は住民全体の約71%となっている。

このような状況から、本計画では、残りの約29%の住民に係るし尿処理・処分についての基本方針を次のとおり定め、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を策定するものである。

【基本方針1】 下水道・合併処理浄化槽との整合・協調

し尿処理体制は、下水道及び合併処理浄化槽との整合・協調を図り推進するものとする。

【基本方針 2】 収集運搬の効率化

下水道と浄化槽が普及することにより、し尿収集量の変動が予測されるため、収集体制の効率化と円滑化を図る。収集体制は、本町全域を許可制収集方式とする。

【基本方針 3】 し尿処理施設の整備

塩川工場のし尿処理施設は、老朽化が進んでいることから、下水道等の整備状況や浄化槽の設置状況、また地域の環境を保全するため、経済的かつ効率的な運営を行うことを基本とし、喜多方地方広域市町村圏組合の基本計画との整合を図り、改修や整備を計画的に進めていくこととする。

3. し尿処理計画**(1) 収集運搬計画****① 収集対象区域**

収集対象区域は、西会津町全域とする。

② 収集対象範囲

収集対象範囲は、収集対象区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥とする。

③ 収集運搬の方法

収集運搬は、本町の許可を持つ民間事業者が収集し、塩川工場に搬入する。収集運搬車両は、し尿収集車（バキューム車）によるものとする。

(2) 中間処理計画

し尿と浄化槽汚泥の中間処理は、喜多方地方広域市町村圏組合の計画に基づき塩川工場で処理することとし、収集対象区域から収集されたし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する。

(3) 最終処分計画

搬入されたし尿と浄化槽汚泥は、塩川工場において全量処理し、排水は阿賀川に放流する。最終汚泥については、有効利用を図り、有効利用できない残さは焼却処理し、焼却灰は羽山処分場に埋立処分し、安定化を図る。

4. 計画達成のための方策

本町は、基本方針のもと、次の施策を推進していくものとする。

【施策1】 浄化槽の適正管理の啓発

トイレの水洗化志向が高まり、浄化槽の普及が進む中、浄化槽の点検・清掃などの維持管理が徹底されていないことなどにより、放流水質の悪化や悪臭の発生等、環境衛生上好ましくない状態にならないよう、浄化槽設置者に対し、正しい使い方などについて啓発を行い、維持管理の適正化を図る。

【施策2】 許可業者の収集運搬に関する指導

生活圏から発生するし尿を迅速かつ衛生的に処理するため、収集対象区域のし尿及び浄化槽汚泥収集の需要に応えられるよう、許可業者に適正な収集運搬に関する指導を行う。

【施策3】 し尿の適正処理

し尿の適正な収集運搬、中間処理、最終処分によって無害化、安定化し、生活環境の衛生を保つ。

【施策4】 処理施設の設置と普及

下水道計画区域外における、し尿及び生活排水等を処理する処理施設の設置と普及に努めるものとする。

【施策5】 汚泥の有効利用の検討

塩川工場で処理し発生する最終汚泥について、堆肥化などの有効利用を調査研究していく。

第6章 計画の進行管理

1. 進行管理の方法

本計画に基づく取り組みについては、「PDCAサイクル」による進行管理及び評価を行い実施していくものとする。

※PDCAサイクル：計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)の4つの視点を進行過程の中に取り込むことで、過程を不断のサイクルとし、継続的な改善を推進する手法

2. 情報の公開

本計画の実施については、広く情報を発信するとともに、町民や事業者と情報を共有するものとする。